

平成27年11月16日
於：庁議室

第1回 世田谷区外部評価委員会

政策経営部長あいさつ

議 題

1. 委員紹介
2. 委員長・副委員長選出
3. 外部評価委員会について
4. 世田谷区の計画体系について
5. 今後の進め方について
6. その他

【資料】

- 資料1 世田谷区外部評価委員会委員名簿
- 資料2 世田谷区外部評価委員会設置要綱
- 資料3 世田谷区外部評価委員会について
- 資料4 世田谷区の計画体系(基本構想・基本計画・新実施計画)について
- 資料5 今後の進め方について
- 資料6 基本計画重点政策体系図

世田谷区外部評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

あ さ わ た か ひ ろ
浅 輪 剛 博

NPO法人世田谷みんなのエネルギー理事長

お お も り た け る
大 森 猛

世田谷区民生児童委員協議会会長

さ い と う け い こ
齋 藤 啓 子

武蔵野美術大学教授

し ば た ま き
柴 田 真 希

NPO法人まちこらぼ理事長

た か ぎ ふ み お
高 木 史 雄

世田谷区若林町会防災部長

ぬ ま お な み こ
沼 尾 波 子

日本大学経済学部教授

ま つ た た え こ
松 田 妙 子

NPO法人せたがや子育てネット代表理事

も り お か き よ し
森 岡 清 志

放送大学教授

世田谷区外部評価委員会設置要綱

平成17年11月1日
17世行第36号

注 平成26年3月の改正から改正経緯を付した。
改正 平成26年3月5日25世企第146号

(目的及び設置)

第1条 区が実施する行政評価について、区民及び学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、評価の客観性・信頼性を確保するとともに、区民との協働と行政経営の改革・改善を推進するため、世田谷区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定課題に係る事業について評価を行うこと。
- (2) 行政評価の仕組み・手法の改善に関すること。
- (3) 行政経営及び計画推進の改善に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する10名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5名以内。
 - (2) 区民 5名以内。
- 2 委員の任期は2年(年度単位)とする。
- 3 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期期間とする。

(委員)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、政策経営部庁内連携担当課におき、委員会の庶務等を処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月15日より施行する。

附 則(平成26年3月5日25世企第146号)

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則(平成27年10月30日27世企第37号)

この要綱は、平成27年11月1日より施行する。

世田谷区外部評価委員会について

1 目的

世田谷区外部評価委員会は、これまでの政策検証をさらに強化し、外部の視点から区の事業の客観性・信頼性を確保するため、基本計画における重点政策の取組みや新実施計画事業等について、区民、学識経験者等の立場からご意見・ご提案等をいただきながら評価・検証を行う。評価途中経過は中間報告としてまとめ、平成29年度予算編成に生かすとともに、最終的には区は外部評価委員会から提言を受けて、平成30年度からの次期新実施計画の策定に生かす。

2 評価・検証対象

(1) 基本計画、新実施計画(政策、施策)

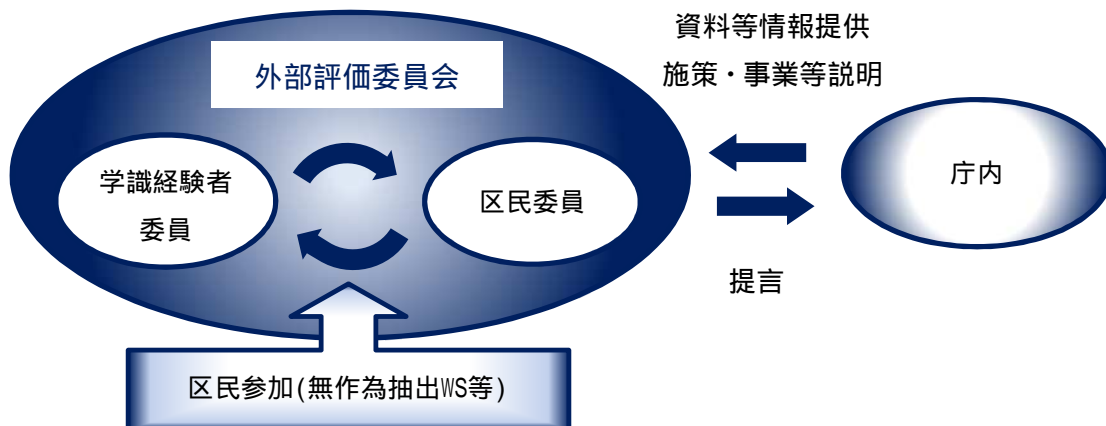
評価対象のすべてを個々に評価するのではなく、特に課題となっていることなど、主な事業を対象とする。

(2) 基本計画、新実施計画に基づく取組みにおける分野横断的課題への対応状況等

基本計画で掲げる「マッチングによる政策の推進」、行政経営改革の取組み等
評価・検証状況を踏まえ、委員のご意見・ご提案をいただきテーマを設定する。

3 評価・検証の体制

(1) 体制イメージ



4 今後の予定(詳細は「資料5 今後の進め方」)

平成27年11月16日

第1回外部評価委員会

平成27年度4回程度開催

平成28年 5月頃

中間報告(評価経過)

6月頃

区民参加(区民ワークショップ等)の取組み

平成28年度6回程度開催

平成29年 3月

提言

5 外部評価委員会の運営について

(1) 傍聴について

外部評価委員会は原則として公開とし、傍聴可とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会を非公開とすることができる。傍聴者の人数は、会議室等の事情を考慮し、会議ごとに定める。

(2) 議事録について

外部評価委員会の議事録は、出席者全員の確認を得て、発言者の氏名を含めて公開する。

(3) 区民への情報提供について

区ホームページで、外部評価委員会配付資料、議事録等を公開する。

(4) 小委員会について

外部評価委員会のもとに、「小委員会」を設置する。「企画小委員会」は、有識者、専門的な見地から論点整理や「協働小委員会」の検討事項の選定、「協働小委員会」の評価・検証結果を踏まえた検討を行う。「協働小委員会」は、「企画小委員会」から選定された事項をもとに、活動現場の実態を踏まえて、評価・検証を行う。なお、委員は、他の「小委員会」に参加することができる。

「小委員会」は、検討事項の選定等の作業を行うことから、原則として非公開とする。ただし、委員会の公開を妨げるものではない。

【参 考】

これまでの外部評価委員会

- (1) 政策評価委員会 (平成 1 5 年 7 月 ~ 平成 1 7 年 2 月)
 - ・対象 : 全事務事業 (2,558 事業)
 - ・成果 : 平成 1 6 年度予算及び平成 1 7 ~ 1 9 年度の行政経営改革計画に反映し、見直しを実施
- (2) 行政評価 (外部評価) 委員会 (平成 1 8 年 4 月 ~ 平成 2 0 年 2 月)
 - ・対象 : 実施計画事業
 - ・成果 : 区の内部評価の質の向上
- (3) 外部評価委員会 (平成 2 1 年 5 月 ~ 平成 2 3 年 3 月)
 - ・対象 : 区の主要な事業の点検 など
 - ・成果 : 委員会における意見を「実施計画・行政経営改革計画の緊急見直し方針」に反映し、見直しを実施
世田谷区における事業仕分けについて議論を行い、「政策検証委員会」として結実
- (4) 政策検証委員会 (平成 2 2 年 5 月 ~ 7 月)
 - ・対象 : 行政と民間の役割分担、 サービス提供体制について、 受益と負担についての 3 つの視点と素材
 - ・成果 : 区は、委員会からの見直しの提言を受けて「政策点検方針」を策定し、全庁各部において全ての施策事業 (予算事業 1,057、事務事業等 1,745) の見直しや行財政改革を推進

世田谷区の計画体系（基本構想・基本計画・新実施計画）について

基本構想

(平成25年9月議決
概ね20年)

位置づけ
基本理念
将来像
九つのビジョン

今後20年間の公共的指針「公のものとして皆で共有する目標」
自治をより確かなものにする
信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことのできる都市

- 一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- 一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- 一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- 一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- 一、環境に配慮したまちをつくる
- 一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- 一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- 一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- 一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

基本計画

(平成26年度～35年度)

位置づけ
基本方針

行政運営の基本的な指針 10年間の施策を総合的かつ体系的に明らかにする区の最上位計画
「住民自治の確立 - 参加と社会的包摂 - 」「環境と調和した地域社会の実現」
「自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進」

重点政策

基本構想の「九つのビジョン」に込められた目標や理念を踏まえ、主要な課題を解決し、諸施策を展開するため、特に重要な政策についてその目的と方向性を掲げている。重要性・先駆性・象徴性・創造性などを総合的に考慮し、6つの重点政策を選定している。

分野別政策

「1 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進」
「2 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい」
「3 安全で災害に強いまちづくり」「4 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現」
「5 世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり」「6 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進」
基本構想の「九つのビジョン」を行政の各分野において具体化し、4つの分野別の体系で表している。
基本構想で示された目標や理念を踏まえて、法定計画などの個別計画を策定するため、各分野の課題や方針、施策の方向を明らかにしている。
「健康福祉」「子ども若者・教育」「暮らし・コミュニティ」「都市づくり」

新実施計画

(平成26年度～29年度)

位置づけ
特徴
選定基準

基本計画の実現に向けて、中長期的展望に基づき、各種施策を4年間で推進
従前の「実施計画」と「行政経営改革計画」を一体的な計画として再編
基本計画で掲げる「分野別政策」の取組み事業を以下の基準により、新実施計画事業と、経常的に実施する事業とに整理し、新実施計画事業の内容や数を精査。
「重点政策に関わる事業」「新たな取組みや、事業手法を大きく転換する事業」
「その他個別計画における重要な事業」

今後の進め方について

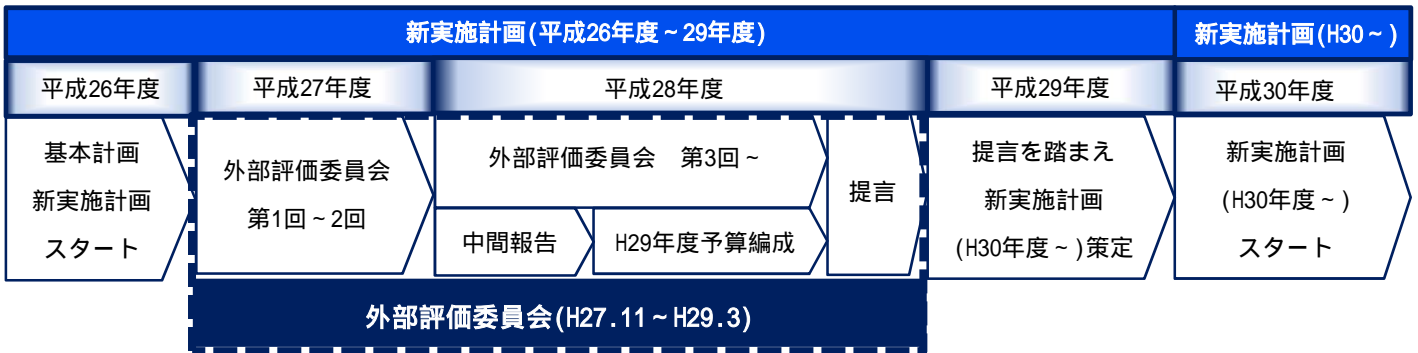
1 今後の予定

(1) 全体スケジュール

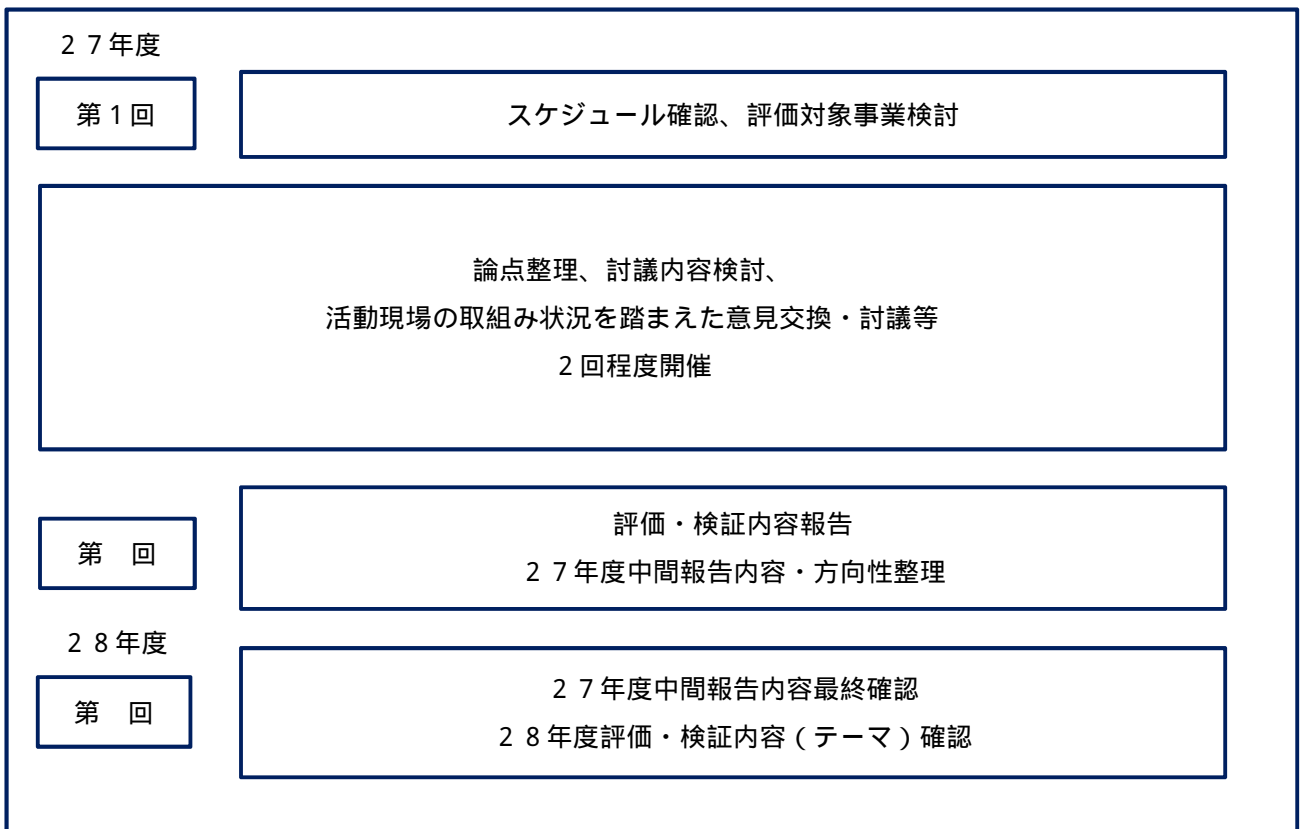
平成27年度 基本計画、新実施計画(政策、施策)

平成28年度 基本計画、新実施計画に基づく取組みにおける分野横断的課題への対応状況等

平成28年6月頃 区民ワークショップ実施



(2) 平成27年度スケジュール



基本計画重点政策体系図

子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進

- 0501 若者の交流と活動の推進
- 0701 家庭・地域における子育て支援の推進
- 0702 保育・幼児教育の充実
- 0801 知育・徳育・体育の充実
- 0802 特別支援教育の充実
- 0901 支援を必要とする子どもと家庭のサポート
- 0902 教育相談・不登校対策の充実

高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい

- 0101 生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進
- 0102 介護予防の総合的な推進
- 0103 認知症在宅支援の総合的な推進
- 0201 相談支援機能の確立と強化
- 0301 見守り施策の推進
- 0302 地域支えあいの推進
- 0401 在宅生活を支える保険福祉サービスの整備
- 1801 様々な住まいづくりと居住支援

安全で災害に強いまちづくり

- 1101 地域防災力の向上
- 1701 木造住宅密集地域の解消
- 1702 建築物の耐震化の促進
- 1703 豪雨対策の推進
- 2101 道路ネットワークの計画的な整備
- 2102 公園・緑地の計画的な整備
- 2104 都市基盤の適切な維持・更新

自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現

- 1501 環境に配慮したライフスタイルへの転換と自然エネルギー利用の促進
- 1502 エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備
- 1601 世田谷産業の基礎づくり
- 1802 世田谷らしいみどりとみずの保全・創出
- 2002 自転車走行環境の整備

世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり

- 0601 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造
- 1301 文化・芸術資源の魅力発信と子どもの創造性の育み
- 1401 地域におけるスポーツ活動の推進
- 1603 まちなか観光の推進

豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

- 1001 豊かな地域社会づくりに向けた区民による協働のまちづくり
- 1102 犯罪抑止の取組み
- 1901 地区街づくりの推進